勤務型個人代理店の立場とは!?

社員の位置付けに近いが独立個人事業主とみなされる

勤務型代理店（※以下、勤務型）という制度が、一つの業務形態となって久しいですが、お客様から、ちょっとクレームっぽい口調で「〇〇さん（勤務型）は社員じゃないの？」と問われたら、どのように形容してお答えすれば良いのか困る時があります。

「勤務型」とは、統括代理店および所属保険会社と、三者間で保険代理店委託契約書を結んでいる個人代理店と定義されています。…う～ん、分かったようで実は何が何だか。

まあ、こんな内輪の事情はお客様には理解できませんので、社内では「社員です」とお答えするようにしていますが、勤務型によってお客様の認識はバラバラですので、その表現に統一性はありません。

あらためて、勤務型という立場はどのような関係にあるのでしょう。

やっている仕事は、統括代理店も勤務型も同じプラットフォームで活動し、その管理監督は統括代理店の責に及びますので、社員という位置づけに近いのかもしれません。

しかし、その関係は解釈が様々で、こと保険の被保険者の範囲においては、どうやら各自の自己責任ということらしい。勤務型さんの保険の加入状況を確認してみると、ほとんどの勤務型さんは「医者の不養生」といった現状です。何かと代理店に厳しいこのご時世、せめて施設賠、できればサイバー保険は必要でしょう。

では、統括代理店が加入する超ビジネス保険（事業活動包括保険）の賠償条項は、勤務型もカバーできるのか、あらためて確認する必要が生じました。

賠償条項には、「被保険者の使用人」も被保険者の範囲に含まれており、また、日本代協やアンリツで提供している「保険代理店賠償責任保険」は、勤務型も被保険者に含まれますので、その流れで、何となく超ビジネス保険も被保険者に該当しそうな気がします。

しかし、残念ながら、勤務型は独立した個人事業主として見なされ、被保険者の使用人にはならないようです。

「そういう商品だから」と言われてしまえばそれまでですが、保険料の算出基礎数字には勤務型の代手も売上として含めています。保険料には参入するが、被保険者の範囲とは見なさないというのは、何だかズルくない!?とグチりたいところです。

なるほど、勤務型はあくまでも別の事業主。

…と言うならば、少々開き直って、生保の場合に波及してみましょう。

例えば、統括代理店と勤務型とでお互いの生命保険を取り扱っても、自己・特定契約や構成員契約には当たらない気がします。

ところが、今度は、勤務型は統括代理店の使用人であるとして、構成員契約に引っ掛かってしまいます。

「何だ、それは！　規定の上位に位置する保険業法で、統括代理店の使用人としているのだから、超ビジネス保険も使用人と解しても良いではないか！」

と、突っ込みたくなるのは私だけかもしれません。

ともあれ、勤務型とは何とも一貫性に乏しく、保険会社に都合のよい立場のようです。

この勤務型の制度がスタートした当時、秋霜烈日であることを示すような、保険会社の容赦のない対応に多くの反発もありました。しかし、保有する契約を維持し、事業継続の一助として定着した制度であることも確かでしょう。

では、少し早いですが、皆さま良いお年をお迎えください。

＊＊＊